

# 令和6年6月27日 行政経営改革推進本部会議

**開催日時** 令和6年6月27日(木) 午前9時25分から午前9時55分まで

**開催場所** 庁議室

**出席者** 副市長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部専門理事(契約検査担当)(総務部長兼法令遵守監代理)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、建設部技監、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

**欠席者** なし

**議事概要** 下記のとおり

## 1 審議事項

### 指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

【資料1～3】

#### 【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・ 昨今の賃金水準の上昇等を踏まえ、先の市政戦略会議では、指定期間中に生じる大幅な人件費の増加への対応に当たっては、別途、検討を行うとしたところである。本市の指定管理者制度において、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合、指定管理料を変更する仕組み:賃金スライド制度を導入することについて審議いただくもの。
- ・ 基本的な考え方は、賃金水準をはかる指標を基にした変動率を用いて、年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に増減を反映する。見直し額を算出した結果、指定管理者のリスク負担(対象経費の1%)に留まる場合は、対応を行わず、指定管理者のリスク負担を超過する場合は、対応を行う(賃金スライド額を支給する)。なお、社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合は、指定管理料を減額する。
- ・ 令和6年度に指定管理者を更新(募集)する施設から導入し、以後、更新に合わせて、原則、全施設に導入する。
- ・ 行政経営改革推進本部会議での審議を経て、8月からの指定管理者の公募に合わせて、制度の周知:募集要項の掲載や、手引き(資料3)のホームページへの掲載等を行う。

#### 【主な質疑・意見】

- ・ 公募により指定を行う施設、非公募により指定を行う施設、いずれの施設についても制度を導入するということが良いか。  
⇒指定期間中に生じる人件費の大幅な増加については、公募・非公募問わず、いずれの施設についても想定されるものであることから、対応内容に差を設けず、導入を行うこととしている。
- ・ 公募により選定する指定管理者については、非公募により選定する指定管理者と比較すると、人件費を減額して応募しているケースが多いと考える。今後、対応内容に差を設けることも検討されたい。
- ・ 当該制度は、令和6年度に指定管理者を更新する施設から順次導入するとのことであるが、全施設、一斉に導入することとしないのか。  
⇒現行の指定管理者については、指定に係る申請時(応募時)、指定期間中に生じる賃金水準の上昇

や物価変動のリスクも含めて、市が示した上限額の中で施設の運営を計画していることなどを踏まえ、指定管理者の更新時に制度の導入を行うこととしている。

- ・ 当該制度の導入については理解できるが、指定管理者が発注する再委託先の人件費の増加も想定されることから、人件費だけでなく、物件費の増加への対応も検討されたい。
- ⇒従来から、物価変動に対するリスクは指定管理者の負担としていることや、また、指定管理者が発注する業務は、民間事業者の活力・ノウハウを発揮しやすい部分でもあることなどを踏まえ、賃金スライド制度を再委託先まで拡大することについては、指定管理者制度本来の趣旨に影響する部分もあり、現時点では対応を考えていない。
- ・ 賃金スライド額の支給に当たり、予算上、債務負担行為を追加で設定する必要があるか。
- ⇒財政課と協議を行った結果、当該制度については、一定率以上の賃金水準の変動があった場合に、現年度予算に基づいて単年度追加措置を行うものであり、次年度以降の指定管理料の増額を確約するものではないため、債務負担行為の設定は不要として整理している。
- ・ 手引きでは、「提出した対象人件費等計算書については、草津市指定管理者選定評価委員会において審査される。」とあるが、「草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、対応する表現とされたい。
  - ・ 指定管理者には、支給した賃金スライド額を人件費に充てることを求めるのか。指定管理者と調整を行い、別途、人件費に充当していることを独自に確認しても差し支えないか。
- ⇒賃金スライド額については、原則、人件費に充てることとしている。なお、指定管理者制度は、組織運営を含む管理運営について、指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められていることを踏まえ、当該制度に基づく賃金の支払時期や方法等、実務上の取扱いについては、指定管理者の裁量によることとしている。人件費の確認に当たっては、このことを踏まえ、施設の状況に応じた適切な対応をお願いしたい。
- ⇒本部会議において指摘のあった内容を整理した上で、制度の導入および庁内の周知を行う。

## 2 その他

- ・ 特になし。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 概要作成担当 | 草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係    |
| 電話     | 077-561-6544             |
| メール    | keiei@city.kusatsu.lg.jp |